

地域学校協働本部の設置について

◆地域学校協働本部とは

従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことであります。

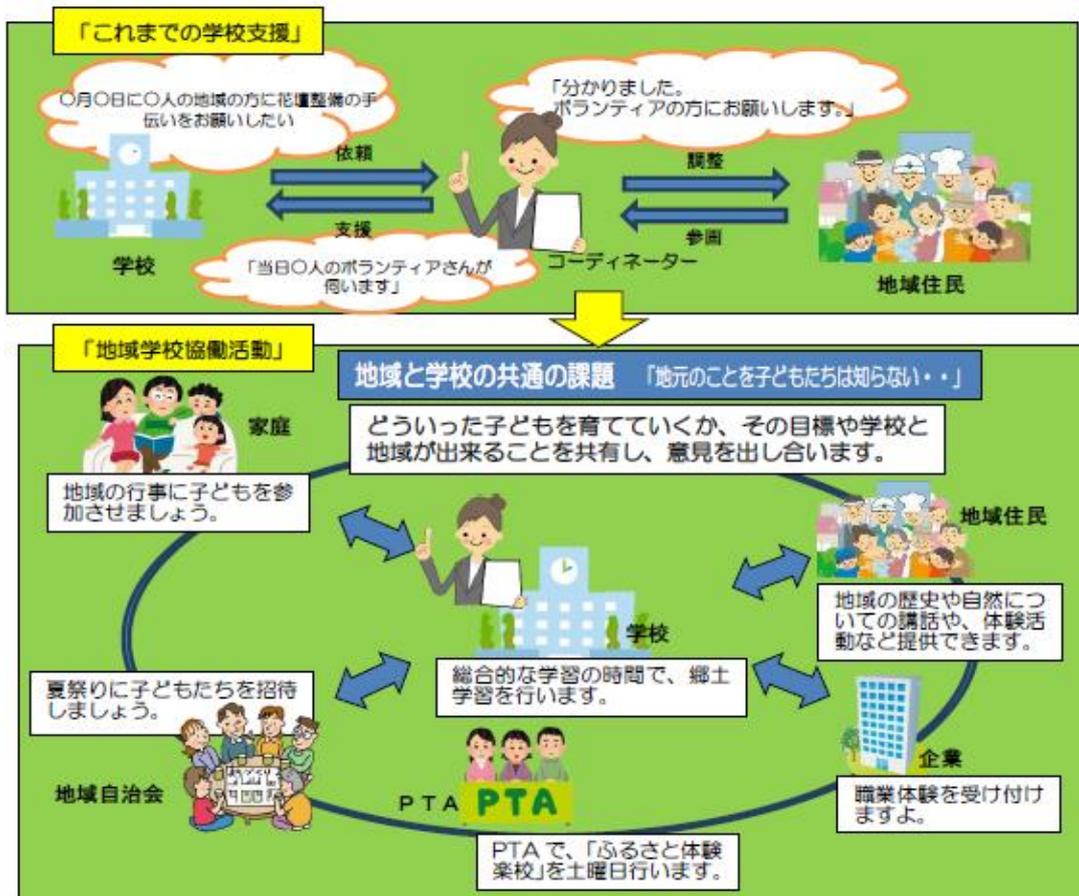
地域学校協働活動

学校と地域がパートナーとなり、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、民間企業、団体・機関等、幅広い地域住民の参画により、社会全体で未来を担う子どもたちを支え、地域を創生する活動

◆設置方針

学校支援ボランティアの組織を移行し、内容の充実を図ります。

現在、様々なボランティアに学校運営へ協力していただいておりますが、より多くの幅広い層の地域住民、団体等に学校運営へ参画、協力していただくとともに、これまで個々の協力であったものを、ボランティア間に緩やかなネットワークを形成し、より地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して活動する体制づくりを推進します。



◆地域学校協働活動推進員（各校1名配置）

地域学校協働本部の設置にあたっては、学校長より地域学校協働活動推進員を1名推薦いただき、教育委員会が委嘱いたします。

地域学校協働活動推進員は学校のニーズとボランティアの思いを受け、「連携・協働」の関係の中で、一緒に活動を作り、調整する役割を担います。

推進員がいることで、ボランティアや教職員の戸惑いが少なくなり、活動が円滑になるとともに、多様な活動へとつながっていきます。

役割は学校支援ボランティアの地域コーディネーターと同様ですが、地域学校協働活動推進員として教育委員会が委嘱することが可能となり、法律に位置付けられた存在として、地域学校協働活動の推進に関わっていただきます。

◆学校運営協議会との連携

地域学校協働活動推進員は、令和5年度に各校へ設置する学校運営協議会の委員として参画していただきます。

学校運営協議会は学校運営への必要な支援に関して協議を行います。地域学校協働活動推進員が加わることで、協議が実効的・効果的に行われ、かつ、その結果を踏まえた学校運営への支援活動を円滑に実施できるようになります。

